

経営への影響は？免税事業者様！対策しなくて大丈夫ですか？

「インボイス制度」対策セミナー

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。制度の内容を知らずに今まで通りの取引・帳簿記録を行うと、販売先が取引を見直すことや自社の税負担が増えてしまう恐れがあります。

本セミナーでは、インボイス制度の概要や制度開始に伴う事業者への影響を解説、個人事業者様においては当セミナー内で登録申請書をお手伝いします。まだインボイス制度自体が分からない方、制度内容は理解しているが、登録申請がお済みでない方は是非ともご参加ください！



日時 令和4年8月23日(火)

14:00 ~ 17:00

第一部：14:00 ~ 15:00

第二部：15:00 ~ 17:00

会場

多治見市産業文化センター 3F 大会議室
多治見市新町1-23

定員

会場:50名

受講料

無料

持ち物

・筆記用具
・マイナンバーカード
又は通知カード、本人確認書類
(個人事業者本人のみ。代理人の方来場の場合は、事業者本人分
(マイナンバーカード又は通知カード、本人確認書類)のコピーを
持参願います。)

講師 (第一部)



多治見青色申告会会長
税理士法人 ZERO 宮嶋会計事務所所長

宮嶋 英治 氏

講座内容

第一部：インボイス制度について

◆インボイス制度の概要や制度開始に伴う事業者への影響を詳しく解説します！

第二部：インボイス制度登録申請相談会

◆◆インボイス制度登録を希望される方には、その場で登録ができます！（個人事業者限定にさせていただきます。）

備考

- ◆新型コロナウイルス対策を徹底して開催致します。マスクの着用を必須とし、体温が37.5℃以上ある方は受講をご遠慮いただく場合がございます。また感染状況により、会場の定員縮小となる可能性があります。
- ◆第一部は法人事業者・個人事業者共にご参加可能です。第二部は個人事業者限定にさせていただきます。インボイス制度登録申請には上記持ち物が必要です。また、電子申請ご希望の方は事前にマイナンバーカードを取得してください。(利用者識別番号及び暗証番号を把握願います)

お申し込み方法

※下記①または②どちらかでお申込ください。

申し込みフォーム

- ① 申込フォームのQRコードから申込
- ② 下記URLより必要事項記載のうえ申込



URL : <https://forms.gle/yihR6cBf6tYoXtg78>

必要事項

- ①事業者名
- ②業種
- ③受講者名
- ④役職
- ⑤所在地
- ⑥電話番号
- ⑦消費税事業者区分
- ⑧インボイス制度登録申請希望有無(個人事業者のみ)

※お申込いただいた個人情報は本セミナー運営・管理、当所からの各種連絡・情報提供等に利用いたします。

※インボイス制度登録申請希望事業者様(個人事業者限定)は、当日スムーズに申請フォローをさせていただきます。7月29日(金)までにお申し込みください。

お問い合わせ先

多治見商工会議所
担当:浅岡

TEL:0572-25-5000